
中国地域の農業・農村の活性化に向けて

～「農林水産業・地域の活力創造プラン」の展開～

平成 26 年 5 月

中国四国農政局

農林水産業・地域の活力創造プランの概要

攻めの農林水産業
推進本部
(農林水産省)



農林水産業・地域の活力創造本部



産業競争力会議
規制改革会議

「強い農林水産業」・「美しく活力ある農山漁村」に向けた4本柱

農山漁村の有する
ポテンシャル
(潜在力)の発揮

経営マインド
(経営感覚)を
持つ農林漁業者
の育成

新たなチャレンジ
を後押しする
環境整備

需要フロンティアの拡大
(国内外の需要拡大)

-輸出促進、地産地消、食育等の推進

需要と供給をつなぐ
バリューチェーンの構築
(農林水産物の付加価値向上)

-6次産業化等の推進
-農業の成長産業化に向けた農協の役割

多面的機能の維持・発揮

-日本型直接支払制度の創設
-農山漁村の活性化

生産現場の強化

-農地中間管理機構の活用による
農業の生産コスト削減等
-経営所得安定対策、米の生産調整の
見直し

-東日本大震災からの
復旧・復興

-林業の成長産業化

-水産日本の復活

農林水産業・地域の
活力創造プラン



【今後の進め方】

- プランに示された基本的方向に基づき、食料・農業・農村基本計画の見直しに向けた検討に着手し、当本部でフォローアップ
- 産業競争力会議及び規制改革会議の取りまとめを踏まえたプランの改訂（平成26年6月目途）
- プランの推進について政府としてフォローアップ

農業・農村全体の所得を今後10年間で倍増させることを目指す。

(1) 4つの改革の推進

新たな農業・農村政策が始まります!!

各政策(4つの改革)が連動し、車の両輪として推進

※ 進む方向が違うと前に進まない



産業政策

〔 未来に希望がもてる力強い農業をつくる 〕



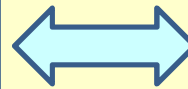
- ① 農地中間管理機構の創設
(担い手への農地利用の集積・集約化「人・農地プランは農地政策の基礎」)
- ③ 経営所得安定対策の見直し
(意欲ある農業者に施策を集中し、構造改革)
- ④ 水田フル活用と米政策の見直し
(需要のある作物の振興)
(食料自給率の向上、6次産業化の推進)

地域政策

担い手への農地集積等構造改革を後押し



- ② 日本型直接支払制度の創設
(地域の共同活動により担い手の負担軽減)



連動

構造改革



ゴール

農業の成長産業化(担い手への誘導、担い手への農地集積8割、米の生産コスト4割減等)



① 農地中間管理機構の創設

【現状等】

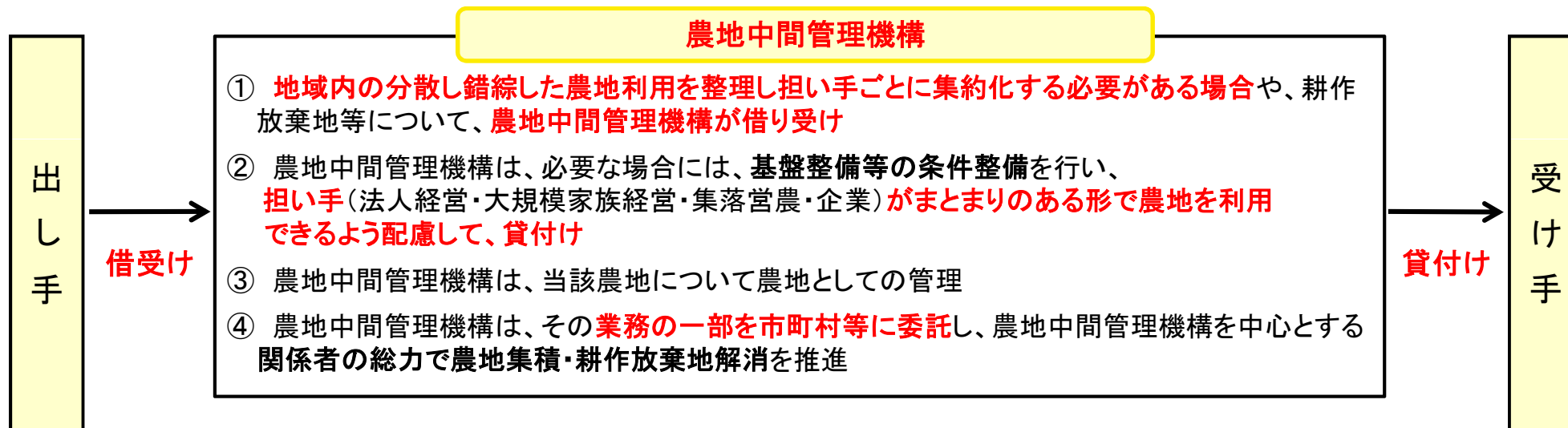
- この20年間で、耕作放棄地は約40万ha(滋賀県全体とほぼ同じ規模)に倍増。
- 担い手の農地利用は、全農地の5割。

目標

- 今後10年間で、**担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造を実現**(農地の集積・集約化でコスト削減)

政策の展開方向

1. 農地中間管理機構の整備・活用 (法整備・予算措置・現場の話合いをセットで推進)



2. 耕作放棄地対策の強化

- 既に耕作放棄地となっている農地のほか、耕作していた所有者の死亡等により耕作放棄地となるおそれのある農地(耕作放棄地予備軍)も対策の対象とする。
- 農業委員会は、所有者に対し、農地中間管理機構に貸す意思があるかどうかを確認することから始めることとする等、手続の大幅な改善・簡素化により、耕作放棄状態の発生防止と速やかな解消を図る。
- 農地の相続人の所在がわからないこと等により所有者不明となっている耕作放棄地については、公告を行い、都道府県知事の裁定により農地中間管理機構に利用権を設定。

(参考) 平成の農地改革(21年農地法改正)の概要

所有と利用を分離し、「農地の有効利用」を軸として制度を再構築

- 農地の所有者等に適正・効率的な利用の責務を法定

農地集積の円滑化・遊休農地解消策の強化

- 出し手を代理して受け手を探し契約する組織(市町村公社等の農地利用集積円滑化団体)を整備
- 遊休農地について、所有者不明の場合は公告手続、指導・勧告等の手続を経て、裁定により強制的に利用権設定

一般企業の農業への参入

リース方式

- **参入の全面自由化**
 - ・ リース契約なら、所有と異なり、不適正な利用の場合、契約解除して現状回復できる
 - ・ 農地価格は、収益価格(リース料の25年分)の4倍程度であり、所有権取得では投資回収は困難な状況
- リース期間も最長50年に延長

[実績]

法改正後、約3年間で1,071法人がリース方式で参入(改正前(特区制度)の約5倍のペース)

※ なお、改正前の参入企業436のうち79は、採算が合わない等の事情で撤退したところ

所有方式

- 農地を所有できる農業生産法人の要件を大幅緩和
- | | |
|------------|--------------|
| 農業者等以外の出資者 | |
| ・1出資者当たり | → 廃止 |
| 1/10以下に制限 | |
| ・トータルで | → 加工業者等については |
| 1/4以下に制限 | 1/2未満まで緩和 |

[実績]

- 平成24年1月時点で加工業者等が出資している農業生産法人は、303法人で全体の11%
- その法人における加工業者等の出資比率が45%超は29法人で全体の10%のみ

② 日本型直接支払制度（多面的機能支払）の創設

- 農業を産業として強化していく産業政策と車の両輪をなす「地域政策」として、農業の多面的機能の発揮のための地域活動（活動組織を作り、市町村と協定を締結）に対して支援する多面的機能支払を創設。
- 共同活動を通じて地域の農地を農地として維持するとともに、担い手への農地集積という構造政策を後押し。

背景・必要性

- 農業・農村は、国民全体が利益を受ける「公共財」として、国土保全、水源かん養、景観形成等多面的機能を発揮。
- 他方で、近年、農村地域の高齢化、人口減少等により地域の共同活動によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じる状況。
- このため、農業・農村が有する多面的機能が今後とも適切に発揮されるとともに、担い手の育成等構造改革を後押しする必要。
- EUにおいても、環境や農村振興を重視した直接支払へのシフトが進行。

多面的機能支払の概要

- 地域内の農業者が共同で取り組む地域活動（活動組織をつくり市町村と協定を締結）を支援。
- 26年度は予算措置として実施し、27年度から法律に基づく措置として実施。

資源向上支払

地域資源の質的向上を図る共同活動を支援

支援対象	・ 水路、農道、ため池の軽微な補修 ・ 植栽による景観形成、ビオトープづくり 等
交付単価	田: 2,400円/10a（長寿命化に取り組む場合、4,400円/10a） 畑: 1,440円/10a（長寿命化に取り組む場合、2,000円/10a） 牧草地: 240円/10a（長寿命化に取り組む場合、400円/10a）

現行の農地・水保全管理支払を組替え



山口県長門市

農地維持支払

多面的機能を支える共同活動を行う集落等を支援

※ 担い手を中心とした地域内の協力・役割分担を明確にして、担い手に集中する水路・農道等の管理を地域で支え、農地集積を後押し

支援対象	・ 農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の砂利補充等 ・ 構造変化に対応した体制の拡充・強化、保全管理構想の作成
交付単価	田: 3,000円/10a 畑: 2,000円/10a 牧草地: 250円/10a

※5年後を目途に施策の実施状況の点検、効果の評価を行い、施策の見直しに反映させていく。
※中山間地域等直接支払及び環境保全型農業直接支援については、基本的枠組みを維持しつつ継続。

(参考) 日本型直接支払 (多面的機能支払) で構造改革を後押し

対策前

零細経営でコスト割れだけど、1.5万円もらえるなら、お米を作ろうかな...

鳥獣被害

規模拡大しようとする、水管理や農道補修が大変になるなあ...

雑草の繁茂、路肩の崩壊

農道

水路のひび割れ

農地は担い手に預けて、隠居するか、息子の元へ引っ越そうか...

このまま高齢化等が進めば...

- 水路や農道等の保全・補修に係る担い手の負担が増大
- 農地を預けた人の中には地域を離れる人も

多面的機能支払の導入

対策後

規模拡大しても水路、農道はみんなが守ってくれるのでありがたいなあ。預かった農地でしっかり稼ぐぞ！

みんなで6次産業化に取り組むぞ！

農地は担い手に預けたけど、水路や農道はみんなで守ろう！

水路や農道等を保全・補修する地域の共同活動を支援

- 担い手の負担が減り、安心して規模拡大に取り組める
- 担い手への農地集積という構造改革を後押し

主食用米の作付や生産調整の達成とリンクしない新たな支払(デカップリング)は、経営判断をゆがめることがなく、選択の幅を広げる

農業の多面的機能は、これまで集落の人々が無償で水路、農道を守ることに維持

高齢化、人口減少により集落活動が低迷

都市では、道路や水路の管理費用は自治体が負担

水路の共同管理

道普請

○多面的機能を維持・発揮

○担い手を支える集落共同活動や担い手以外の人達を含めて6次産業化、都市との交流で地域が活性化

農産物の加工・販売

多面的機能とは、水路、農道等を含め、農地を農地として維持することにより発揮される、国土の保全、水源かん養、景観形成等の機能

(参考) 農業の有する多面的機能

日本学術会議が農業の多面的機能を評価。貨幣評価が可能な機能について金額に換算すると、洪水防止機能で3兆5千億円など。



機能の種類	評価額
洪水防止機能	3兆4,988億円／年
河川流況安定機能	1兆4,633億円／年
地下水かん養機能	537億円／年
土壌侵食（流出）防止機能	3,318億円／年
土砂崩壊防止機能	4,782億円／年
有機性廃棄物分解機能	123億円／年
気候緩和機能	87億円／年
保健休養・やすらぎ機能	2兆3,758億円／年

(注) 農業の多面的機能のうち、物理的な機能を中心に貨幣評価が可能な一部の機能について、日本学術会議の特別委員会等の討議内容を踏まえて評価を行ったものである。

資料：日本学術会議「地球環境・人間生活にかかわる農業及び森林の多面的な機能の評価について(答申)」(平成13年11月)及び関連付属資料

③ 経営所得安定対策（旧戸別所得補償制度）の見直し

経営所得安定対策については、産業政策的な観点から見直しを行い、バラマキとの批判があった米の直接支払交付金及び米価変動補填交付金は廃止し、ゲタ対策やナラシ対策については、担い手に限定した経営安定対策として実施。

<現行制度>

戸別所得補償制度として平成22年度から導入

◆米の直接支払交付金

- 全ての販売農家を対象に、米もコスト割れしているとして補填。
(10a当たり1.5万円)

◆米価変動補填交付金

- 全ての販売農家を対象に、米価が標準的販売価格より低下した場合、生産者の拠出なく補填。
(標準的販売価格からの低下分を10割補填)

担い手経営安定法に基づき平成19年度から導入

◆畑作物の直接交付金（ゲタ対策）

- 諸外国との生産条件格差から生ずる不利（コスト割れ）を補填。
(麦、大豆等の畑作物が対象)

◆米・畑作物の収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）

- 生産者の拠出を伴うセーフティネットとして、収入の減少の影響を緩和（基準収入から下がった分の9割を補填）。

<改革の内容>

● 平成30年産米から廃止する。

（激変緩和のための経過措置として、26年産米から単価を大幅に削減した上で、29年産までの時限措置とする。）

● 平成26年産米から廃止する。

（激変緩和のため、26年産に限り、ナラシ対策非加入者に対する影響緩和対策を実施する。）

産業政策として、担い手の経営安定を確保

- 担い手（認定農業者、集落営農、認定就農者）に限定して実施する（ただし、規模要件は課さない。）。

- 中期的には、すべての作目を対象とした収入保険の導入について調査・検討を進め、その道筋をつける。

④ 食料自給率・自給力の向上に向けた水田のフル活用

～ 需要に応じた戦略作物等の振興 ～

- マーケットインの発想に基づき、飼料用米・麦・大豆などの戦略作物等について、生産性の向上や高付加価値化を後押しし、水田のフル活用を図る。これにより、食料自給率・自給力も向上。

<現在>

- 水田における飼料用米・麦・大豆など

水田活用の直接支払交付金※

- ・ 戦略作物助成
→ 作付面積に応じて一定額を交付
- ・ 産地資金
→ 地域が取り組み内容(作物)、単価を設定

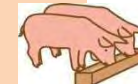


<今後の方向>

食料自給率・自給力の向上を図る観点から、水田のフル活用

- ・ 需要のある飼料用米等の生産性の向上と本作化

数量払いの導入と多収性品種の取組へのインセンティブの付与



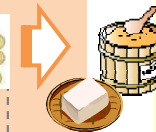
- ・ 主食用米と作期をずらして飼料用米に取り組み、機械や労働力を最大限に活用
- ・ 稲作全体について、生産性の大幅な向上と生産コストの削減
- ・ 経営規模の一層の拡大や農地の集約化

- ・ ニーズの高い麦、大豆などの振興

生産拡大と生産性の向上を後押し



- ・ 地域の裁量に委ねられた戦略的な交付金(旧:産地資金)により、6次産業化に向けた特色のある魅力的な製品の産地づくり



地域における作物振興の設計図となる「水田フル活用ビジョン」の作成と地域の裁量による戦略的な交付金(旧:産地資金)の活用



目指す姿

マーケットインの発想に基づき、飼料用米・麦・大豆など需要のある作物を振興し、所得を増大

生産コストの削減、農業経営の規模拡大・構造改革に寄与

水田のフル活用により、食料自給率・自給力を向上

意欲ある生産者にとって経営の選択肢が拡大

※ 生産数量目標に従っているか否かに関わらず交付

(参考) 水田活用の推進 (飼料用米の振興) による構造改革の促進

〈現在〉

- ◆ 法人Eでは、配分面積どおりの主食用米と飼料用米の生産により水田面積を維持。
- ◆ 多収・低コスト生産の取組は行われていない。
- ◆ 作業ピークがあり、法人Eは規模拡大が困難な状態。

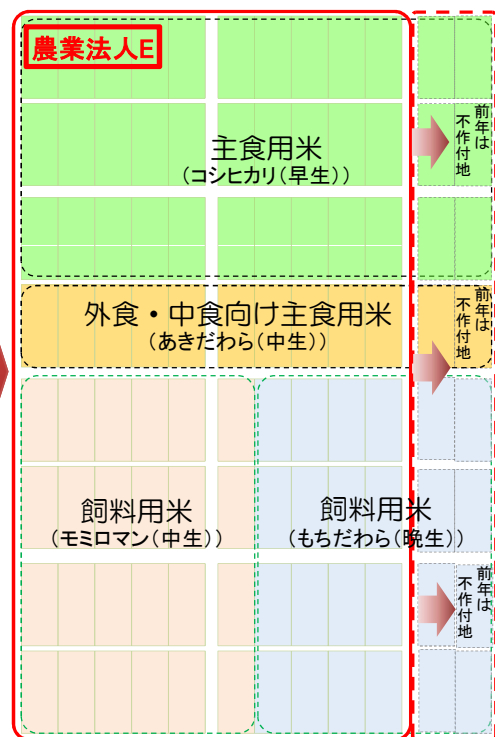
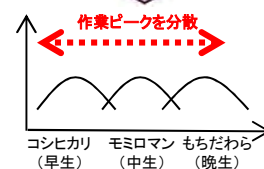
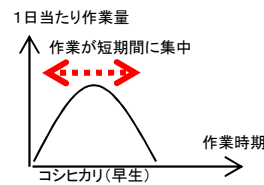
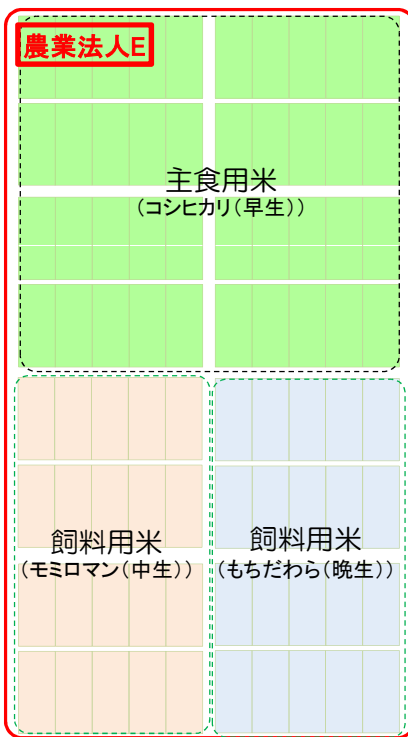
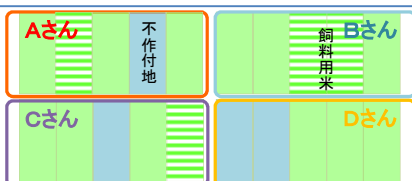
〈見直し後〉

- ◆ 取引している大手養豚業者の要請に応じ、主食用米と作期の異なる飼料用米を作付けることにより作業のピークを分散し、多収・低コスト生産に取り組み、周辺農地を引き受け、規模を拡大。
- ◆ 多収品種(800kg台/10a)や低コスト技術の導入、機械の効率的利用により、大幅(4割)コスト削減を実現。

- ◆ 飼料用米の成功を踏まえ、外食・中食向け多収品種を導入するなど、主食用米にも同様の手法を導入し、法人における米の生産コストを4割削減。
- ◆ 主食用米の効率化によって労働力に余裕が生じ、規模拡大が可能となり地域の不作付地を解消。



交付金の充実を契機に、作付体系を変更



- ◆ 大手養豚業者が飼料用米を給餌した豚は、“脂身が白くおいしい”と評判のブランド豚肉として販売され、地域の農業産出額はさらに増加。

配合飼料(米使用)



新たな米政策の在り方

生産者や集荷業者・団体が、自らの経営判断や販売戦略に基づき、需要に応じた米生産を推進していくことが重要。このため、環境整備を進める中で、需要に応じた生産の定着状況をみながら、5年後を目途に、行政による生産数量目標の配分に頼らない状況にしていくことを、行政・生産者団体・現場が一体となって推進。

<現在>

○ 生産数量目標の配分

主食用米の需要が減少傾向。これに即して、国は都道府県別の生産数量目標を配分し、行政が個々の農業者に主食用米の生産数量目標を配分。

(一人当たり消費量:昭和37年 118kg → 平成24年 56kg)



○ 生産調整のメリット措置

生産数量目標の範囲内で主食用米を生産した生産者に対して、

- ・米の直接支払交付金(1.5万円/10a)
- ・米の変動補填交付金(生産者抛出なし、10割補填)を交付。

生産調整については、強制感を伴うペナルティを廃止し、実質的には選択制となっているものの、行政による生産数量目標の配分が残存。



<今後の方向>

○ 行政による生産数量目標の配分を見直し

定着状況をみながら、5年後を目途に、行政による生産数量目標の配分に頼らずとも、国が策定する需給見通し等を踏まえつつ生産者や集荷業者・団体が中心となって円滑に需要に応じた生産が行える状況になるよう、取り組む

→ 生産者が自らの経営判断、販売戦略に基づき、需要に応じた生産を推進



(環境整備)

- ・現在国が提供している全国ベースの主食用米の需給情報に加え、よりきめ細かい県レベルでの販売進捗や在庫情報、価格情報を提供
- ・中食・外食等のニーズに応じた生産と安定取引の一層の推進 等

生産者が、需要をみながら、どのような米を、いくら作るかなど、生産する量や作付方針を自ら決められるようにすることで、生産者の経営の自由度を拡大



(参考) 米政策 (主食用米生産数量目標配分) 見直し後の姿

<現在>

- ◆ 大規模生産法人A、B、Cと実需者D(牛井チェーン)が井ものに向けた大粒品種(アケボノ)で複数年契約(1千トン/年×5年間)を締結し、取り組み開始。
- ◆ 全国の需要動向を反映して、生産数量目標が毎年減少せざるを得ないため、数年後には、生産数量目標を守りつつ契約数量を確保することが困難に。

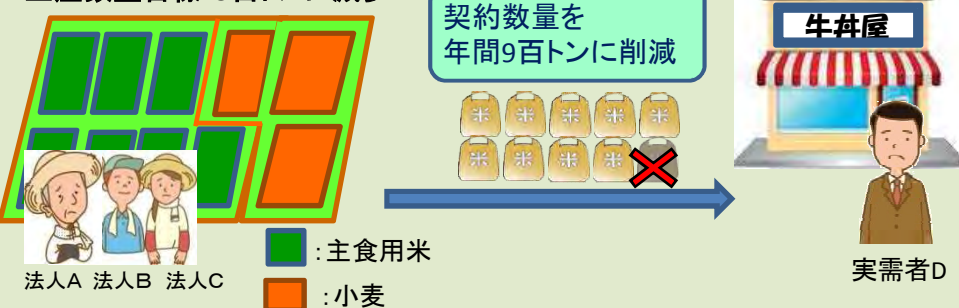
取組当初

生産数量目標:1千トン



取組数年目

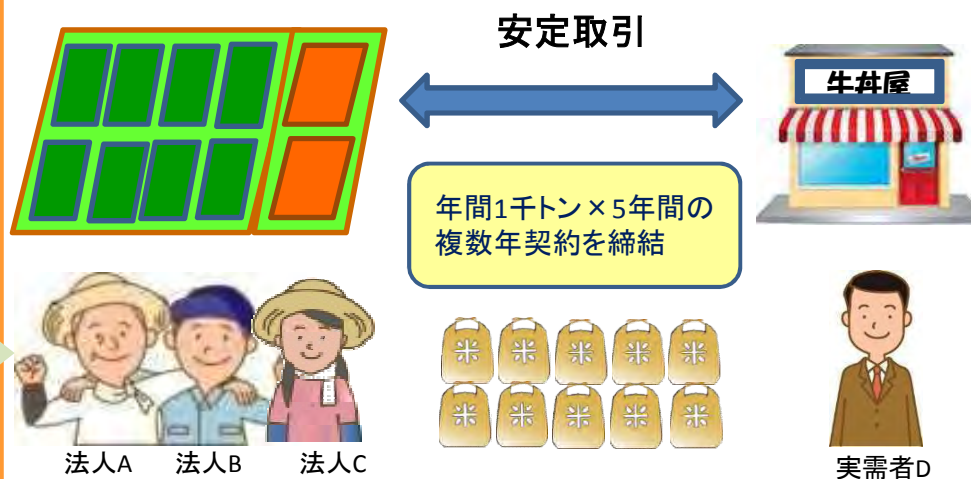
生産数量目標:9百トンに減少



<見直し後>

- ◆ 農業者自らの経営判断、販売戦略に基づき、需要に応じた生産を行うことが可能となり、複数年契約による安定的な取引が促進され、生産者・実需者ともにWIN-WINに。

見直し後



(2) 需要のフロンティアの拡大 (国内外の需要拡大)

◆目標：農林水産物・食品の輸出額を2020年までに1兆円に拡大

① 新たな国内ニーズへの対応

- 医療・福祉分野と食品・農業分野の「医福食農連携」(注)を推進
 - ◆ 関係省庁と連携し、科学的根拠を元に機能性を表示できる新たな方策を検討
 - ◆ 日本食と健康に関する科学的知見を確立するなど、環境を整備
 - ◆ 介護食品の潜在的なニーズに対応するため、「これからの介護食品をめぐる論点」(25年7月公表)を踏まえた「介護食品」の定義の明確化や、利用者のニーズに応えた介護食品の提供方法の検討など
 - ◆ 産地側と漢方メーカー側の情報交換・共有を促進し、漢方の原料となる薬用作物の安定供給を実現

(注)福祉分野との連携が含まれることを明示するため「医食農連携」を「医福食農連携」に変更。

- 学校給食における地場産農林水産物の利用拡大・定着に向けた安定供給体制の構築等
- 需要が拡大している加工・業務用野菜の増産に向け、安定生産等に必要な作柄安定技術や、新技術・機械化の導入支援 **【今後10年間で加工・業務用野菜の出荷量5割増】**

② 食文化・食産業のグローバル展開

- 世界の料理界で日本食材の活用推進(Made FROM Japan)、日本の「食文化・食産業」の海外展開 (Made BY Japan)、日本の農林水産物・食品の輸出(Made IN Japan)、の取組を一体的に推進
- 「国別・品目別輸出戦略」(25年8月公表)に基づき、国別・品目別の輸出環境整備優先事項を選定し、着実に実施
- 卸売市場や産地等で輸出検疫を行うことにより、商品の補充をその場で可能とするなど、輸出検疫の利便性を向上

β-クリプトキサンチンを多く含むみかんジュース



産学官が連携して、β-クリプトキサンチンの機能性研究を行い、その研究成果を活かして食品企業が商品化(25年3月販売開始)



高齢者にも食べやすいリング状のうどん麺



地場産農林水産物を利用した学校給食

① 新たな国内ニーズへの対応（医福食農連携、地域の農林水産物の利用促進等）

ポイント

- 1 日本食と健康に関する学術的・科学的知見の蓄積・普及を通じ、医福食農連携を推進。
- 2 介護食品に対する理解の醸成と適切な提供システムの構築を図るため、検討会議を立ち上げ具体的な方策を議論。
- 3 学校給食に対する安定供給体制の構築等を実施し、地域の農林水産物の活用を促進。

◆目指す姿：新たな国内ニーズへの対応による食産業の市場規模拡大

- ① 日本食と健康に関する科学的エビデンスの確立
- ② 介護食品の認知度の向上等による市場規模の拡大
- ③ 4,400億円の市場をもつ学校給食での国産農林水産物の需要拡大（使用割合目標：80%（平成27年度））

具体的な取組：医福食農連携、学校給食など新たな国内ニーズに対応した取組展開

食育の
推進

地域の食文化
の継承

医福食農連携の推進

高齢化社会
の到来

健康長寿社会
の実現が必要

地域の農林水産物の活用促進

◆介護食品の市場規模の拡大

【これからの介護食品をめぐる論点】

- ①定義の明確化、②高齢者の栄養に関する理解の促進、③提供方法、④普及、⑤利用に向けた社会システムの構築

➡課題の解決に向け検討会議で検討

- 介護食品に対する認知度の向上
- 利用者等のニーズに応えた介護食品の提供方法の検討



- 介護食品の潜在的なニーズに対応し、市場規模を拡大

◆医福食農連携推進環境の整備

- 食品等の有効成分と人体内での作用の解明研究
- 日本食と健康の因果関係についての科学的エビデンスの確立



- 日本食の健康への効果を踏まえたメニュー開発、食育処方等の推進等による市場規模の拡大
- 日本食の健康への効果を海外へアピールすることを通じて輸出を促進

◆学校給食における国産農林水産物の需要拡大

- 学校給食に対する国産農林水産物を安定的に供給する体制構築
- 児童への食育効果など科学的な効果検証
- ➡ ● 学校給食における地場産農林水産物の利用拡大及び定着

【内閣府、文科省との連携】

学校給食における需要拡大に向けた取組実施。

◆「食のモデル地域」の育成等

- 「食のモデル地域」における商品開発・販路開拓・人材育成等の支援
- ➡ ● 地域で生産・加工される農林水産物の消費拡大、モデル地域の取組の全国への横展開

② 食文化・食産業のグローバル展開

ポイント

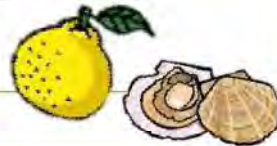
- 日本の食文化の普及に取り組みつつ、日本の食産業の海外展開と日本の農林水産物・食品の輸出促進を一体的に展開することにより、グローバルな「食市場」(今後10年間で340兆円から680兆円に倍増)を獲得。
- このため、世界の料理界で日本食材の活用推進(Made FROM Japan)、日本の「食文化・食産業」の海外展開(Made BY Japan)、日本の農林水産物・食品の輸出(Made IN Japan)、の取組を一体的に推進。

◆目指す姿: 拡大するグローバルな食市場の獲得

○ 農林水産物・食品の輸出額を2020年までに1兆円規模へ拡大

世界の料理界で日本食材の活用推進 (Made FROM Japan)

- 日本食材と世界の料理界とのコラボレーション
(例) 世界中のシェフが日本のゆずをメニュー化
中華料理の高級食材として輸出されるホタテ



日本の農林水産物・食品の輸出 (Made IN Japan)

- 国別・品目別輸出戦略の実行
→ 国別・品目別の輸出環境整備について、優先取組事項を選定し、着実に実施



日本の「食文化・食産業」の海外展開 (Made BY Japan)

- A-FIVE × クール・ジャパンファンドの連携支援
→ 海外で展開するMade By Japan企業と国内のMade In Japan企業を連携して支援
- ジャパンブランド防衛のための共同監視体制の創設
→ 海外における知的財産権侵害の監視システムの構築
- グローバル人材の育成・確保
→ 海外展開に携わった経験のあるOB人材の再活用
- 日本型食ビジネスのグローバル・スタンダード形成
→ クラウド型食品トレーサビリティ・システムによる海外展開支援等

日本食文化の普及

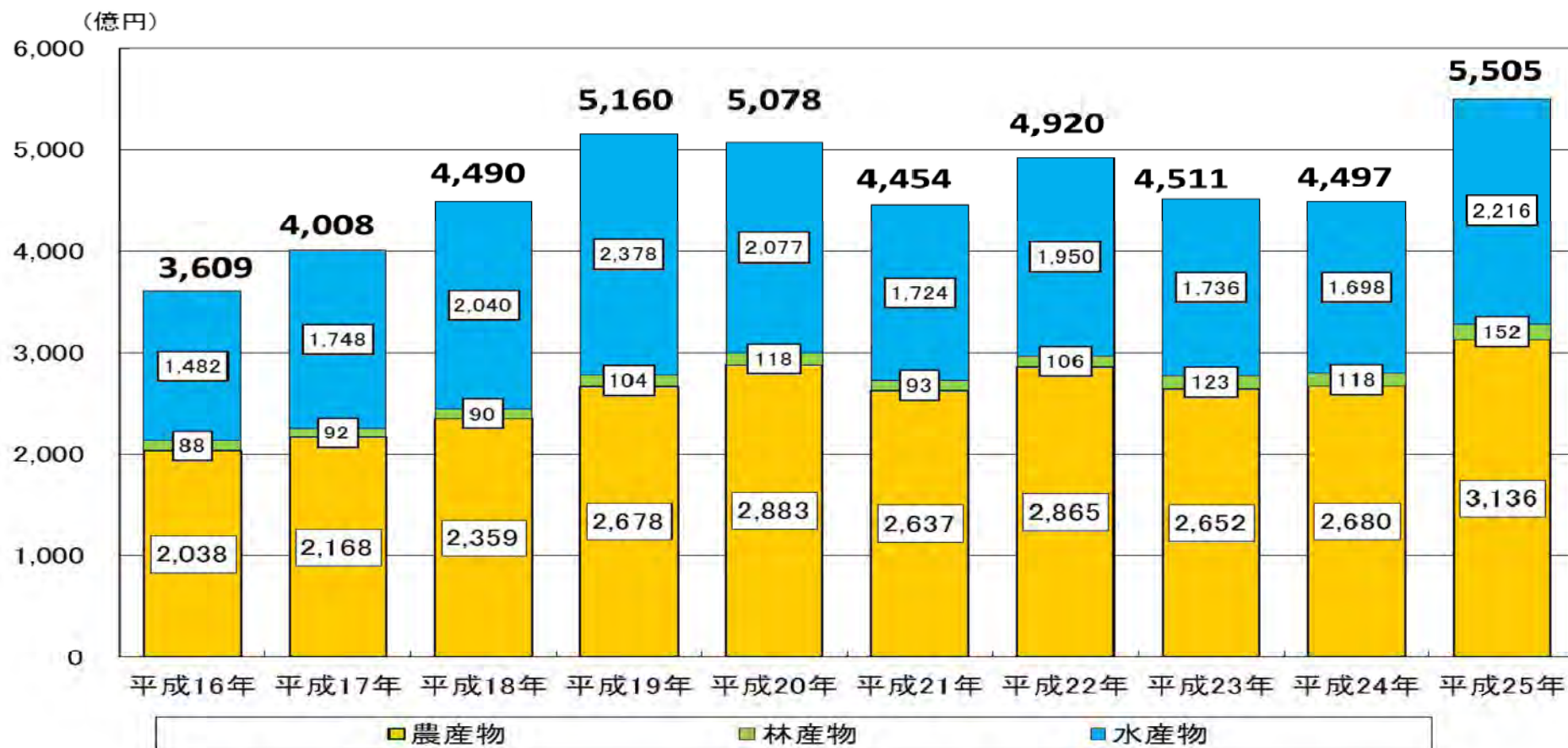


- 日本食の普及を行う人材育成、メディアの効果的活用等を各省連携して実施

(参考) 農林水産物・食品の輸出額の推移

- 農林水産物・食品の輸出額につき、1兆円水準とすることが目標。
- 近年の輸出は、円高や平成23年3月の原発事故の影響等により、落ち込みが生じていたが、平成25年は、昭和30年に輸出額の統計を取り始めて以来の最高値となった。

○我が国の農林水産物・食品の輸出額



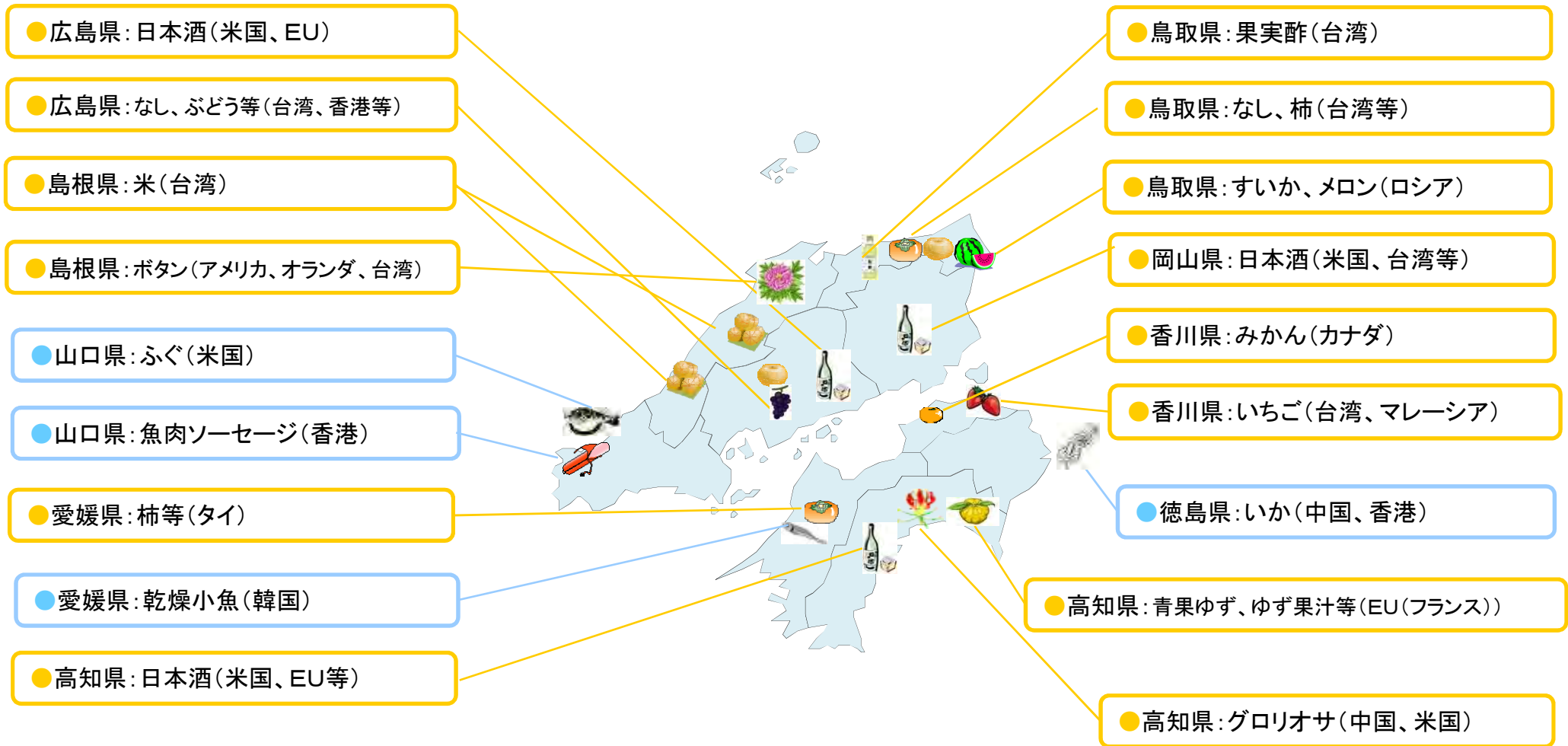
資料: 財務省「貿易統計」を基に農林水産省が作成

(参考) 中国四国地域における農林水産物・食品の輸出



農林水産物等の輸出取組事例

MAFF



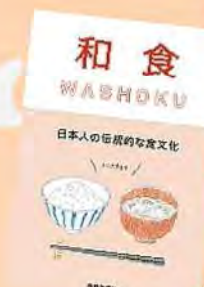
「和食;日本人の伝統的な食文化」のユネスコ無形文化遺産登録

- 平成25年12月4日、我が国からユネスコ無形文化遺産に登録申請していた「和食;日本人の伝統的な食文化」の登録が決定。



国内

登録決定を機に、日本食文化を未来に向けて守り伝えていく、国民的な機運に繋げることが重要。
＝継続的なPRによる関心の維持、食育等による保護・継承



予算事業

- 日本食・食文化魅力発信プロジェクト(2,658百万円の内数、H26 新規)
- 地域における日本型食生活等の普及促進(消費・安全対策交付金で実施 352百万円、H26継続)

等

【ユネスコ無形文化遺産とは】

- 「無形文化遺産」とは、芸能や伝統工芸技術などの形のない文化であって、土地の歴史や生活風習などと密接に関わっているものこと。
- ユネスコの「無形文化遺産保護条約」では、この無形文化遺産を保護し、相互に尊重する機運を高めるため、登録制度を実施。

【「和食;日本人の伝統的な食文化」とは】

- 「自然の尊重」という日本人の精神を体現した食に関する社会的慣習

- 【内容】
- ①新鮮で多様な食材とその持ち味の尊重
 - ②栄養バランスに優れた健康的な食生活
 - ③自然の美しさや季節の移ろいの表現
 - ④正月行事などの年中行事との密接な関わり

世界



[2020]

オリンピック・パラリンピック
東京大会

[2015]



ミラノ万博開催

テーマ「地球に食料を、生命にエネルギーを」

[2013]



「和食」登録決定

予算事業

- 日本及び日本食への注目の高まり
＝海外への日本食文化発信等の絶好の機会
- 日本食・食文化魅力発信プロジェクト(2,658百万円の内数、H26 新規)
 - ミラノ国際博覧会政府出展委託事業(1,100百万円、H26 継続)

(3) 需要と供給をつなぐバリューチェーンの構築

◆目標：6次産業化の市場規模を2020年までに10兆円に拡大

① 多様な事業者と連携した6次産業化の取組支援

- 農林漁業成長産業化ファンド(A-FIVE)の本格展開などにより、6次産業化を推進 ※4月末現在で42のサブファンドを決定
- 機能性食品やIT・ロボット技術による高労働効率システムの開発など、重要研究分野の選択と研究開発資金の集中

② 地域資源を活かした再生可能エネルギーの導入促進

- 農林漁業と調和を図りながら、地域の資源を再エネ発電に活用し、地域の発展につなげるため、「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律案」を昨年臨時国会に提出し、平成25年11月15日に成立、11月22日公布 **【再エネ発電を活用して地域の農林漁業の発展を図る取組を2018年度に全国100地区実現】**
- 7府省が共同で選定し連携支援するバイオマス産業都市の構築や、新たな食品リサイクルシステムの構築、小水力発電等の導入促進のための技術支援や規制緩和など、関係府省とも連携

施設園芸団地の視察(オランダ)



③ 生産・流通システムの高度化

- 大規模に集約された施設園芸クラスターの形成を目指し、木質バイオマス等の地域資源のエネルギー供給から生産、調製・出荷までを一気通貫して行う次世代施設園芸拠点の整備を推進
- ICT・ロボット技術の導入により、超省力・高品質生産等を達成する新たな農業(スマート農業)の実現等に向けた検討

④ 新品種・新技術による我が国農業の「強み」の発掘・強化

- 品質やブランド力などの「強み」のある農畜産物を日本各地に生み出すため、品目別に推進の基本方向等を方針を平成25年12月に策定 **【今後3年間で新たに「強み」のある農畜産物を100以上創出】**



産官学が一体で開発した「ゆめちから」パン

これまでにない製パン適性を持つ小麦「ゆめちから」を開発し、食品企業と連携したマーケティングで普及



① 多様な事業者と連携した6次産業化の取組支援（A-FIVE）の本格展開

ポイント

- 1 農林漁業成長産業化ファンド(A-FIVE)の本格展開などにより、医福食農連携など農林漁業者と多様な事業者との連携の下で、6次産業化を推進。
※ 農林漁業成長産業化ファンド(A-FIVE)：農林漁業者が主体となって6次産業化に取り組む事業者に対して、出資や経営支援を一体的に実施。
A-FIVEとは、Agriculture, forestry and fisheries Fund corporation for Innovation, Value-chain and Expansion Japan の略。
- 2 6次産業化の市場規模を2020年までに10兆円に拡大するため、農林漁業者と様々な事業者のネットワーク化を通じた連携促進による成功モデルの構築を重点的に推進。

◆目指す姿：6次産業化を通じた農業・農村の所得増大

- ① 1、2、3次産業の連携によるバリューチェーンの構築を通じた農林水産物・食品の付加価値向上。
- ② 6次産業化の市場規模を2020年までに10兆円に拡大。

◆具体的な取組：農林漁業者と様々な事業者の連携による6次産業化の取組を支援

A-FIVEの本格展開

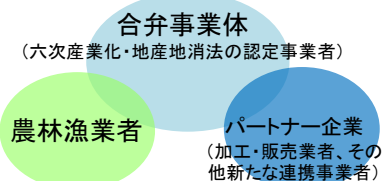
全国でサブファンドを設立

4月25日現在で、
42のサブファンドへの
出資を決定



農林漁業者と多様な事業者 による6次産業化合弁事業 体の組成

ファンドを活用した戦略的提携



(取組事例 A-FIVE出資案件)

- ・地元産ぶどうのワイナリープロジェクト
- ・植木・盆栽グローバルプロジェクト
- ・沖縄車えび周年販売プロジェクト
- ・うなぎ再養殖・加工販売プロジェクト

多様な異業種との連携促進

異業種とのネットワーク化の推進

- 地域で6次産業化の取組の核となる人材確保支援
- 農林漁業者と多様な事業者による連携ネットワークの形成支援



ネットワークの下での新商品開発、販路開拓の取組支援

【経産省との連携】

経産省による商工業者に対する農林漁業者との連携促進(農商工連携)の取組と一体的に6次産業化を推進。

(参考) 6次産業化の優良事例

有限会社ひよこカンパニー 【鳥取県八頭町】

【取組概要】

○鳥取県では唯一の平飼いによる養鶏を行い、天美卵（1個100円）を生産するとともに、その卵を原料として菓子・スイーツを製造

○通信販売、ネット販売が売上の約8割。コールセンターを整備するほか、敷地内にカフェ、直売所を併設して販売



【ポイント】

○採卵用としては、鳥取県で初の平飼いによる飼育を実施。「天美卵」というブランド卵を使用することで、加工品の付加価値をアップ

○全国の顧客に対して、飼料に抗生物質を使用しないなど製品の良さを伝えながら、直接販売

馬路村農業協同組合 【高知県馬路村】

【取組概要】

○農協が、組合員190名から市場より高い価格でゆずを全量買い取り、ポン酢醤油やゆずドリンクを中心に94種類の商品に加工・販売

○また、大学や多様な事業者と連携し、ゆずの種を原料とした化粧品開発等新たな事業にも取り組んでいる

○平成24年度の売上高は約31億円



【ポイント】

○農協が組合員から原料を全量買い取り、加工から出荷、販売、広報、クレーム対応に至るまで、一体的に販売戦略をプランニング

○「馬路村」という村名を前面に出した商品名とすることにより、村への観光にもつなげる等、農業と観光を結びつけた新たなビジネスモデルを構築することに成功

② 地域資源を活かした再生可能エネルギーの導入促進（農山漁村再生可能エネルギー法）

ポイント

- 1 農山漁村においてバイオマスや水などの地域資源を活用した再生可能エネルギー発電の導入を促進することは、地域の活性化につながる取組として重要。
- 2 一方、農山漁村における再生可能エネルギー発電は、農林漁業の健全な発展に必要な農林地等を確保しつつ、市町村や農林漁業者等の関係者の密接な連携の下に、地域の活力の向上や持続的発展を図りながら促進される必要。
- 3 「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律案」を昨年臨時国会に提出し、平成25年11月15日に成立、11月22日公布。

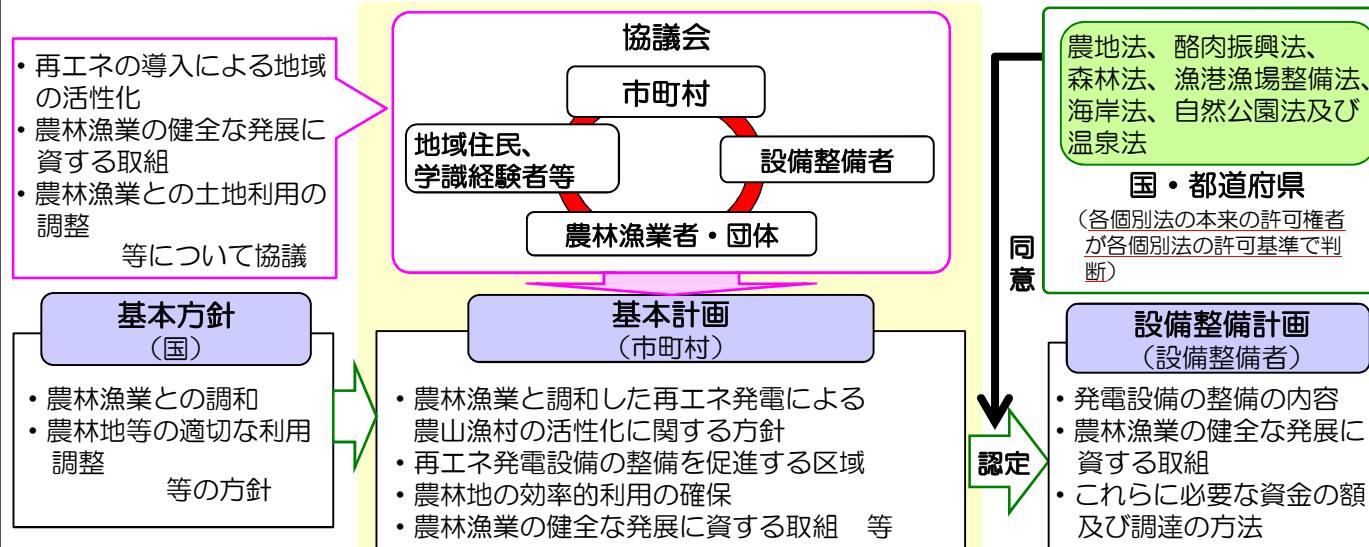
◆ 目指す姿：再生可能エネルギーの活用による農山漁村の活性化

- 再生可能エネルギー発電のメリットを活用して地域の農林漁業の発展を図る取組を平成30年度に全国100地区実現

1. 基本理念

- ① 農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進は、地域の関係者の相互の密接な連携の下に、地域の活力向上及び持続的発展を図ることを旨として行われなければならない。
- ② 地域の農林漁業の健全な発展に必要な農林地並びに漁港及びその周辺の水域の確保を図るため、これらの農林漁業上の利用と再生可能エネルギー電気の発電のための利用との調整が適正に行われなければならない。

2. 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー発電の促進に関する計画制度



3. 認定を受けた設備整備計画に係る特例措置

- (1) 農地法、酪肉振興法、森林法、漁港漁場整備法、海岸法、自然公園法及び温泉法の許可又は届出の手續のワンストップ化（認定により許可があったものとみなす等）。
- (2) 再生可能エネルギー発電設備の円滑な整備と農地の集約化等を併せて図るために行う、市町村による所有権移転等促進事業（計画の作成・公告による農林地等の権利移転の一括処理）。

4. その他

- ① 国・都道府県による市町村に対する情報提供、助言その他の援助
- ② 計画作成市町村による認定設備整備者に対する指導・助言

③ 生産・流通システムの高度化（次世代施設園芸の推進）

ポイント

- 1 大規模に集約された施設園芸クラスターの形成を目指し、エネルギー供給から生産、調製・出荷までを一気通貫して行う次世代施設園芸拠点の整備を推進する。
- 2 高度な環境制御技術による周年・計画生産を行うとともに、多くの施設を集約してコスト削減に繋げて所得倍増を実現し、地域の雇用を創出する。

◆ 目指す姿：大規模に集約された次世代施設園芸拠点の展開により農業の成長産業化を実現

- 地域資源を活用するエネルギー供給センターや高機能な温室団地、調製・出荷を効率化する出荷センターの併設等を備える次世代施設園芸拠点を展開し、整備地区において化石燃料使用を5年間で3割削減するとともに、地域の所得向上や雇用創出を実現する。

林農林水産大臣によるオランダ視察

【目的】産官学が一体となった施設園芸の視察

【視察先】グリーンポート(施設園芸クラスター)

ワーヘニンゲン大学研究センター

【視察日】平成25年5月31日

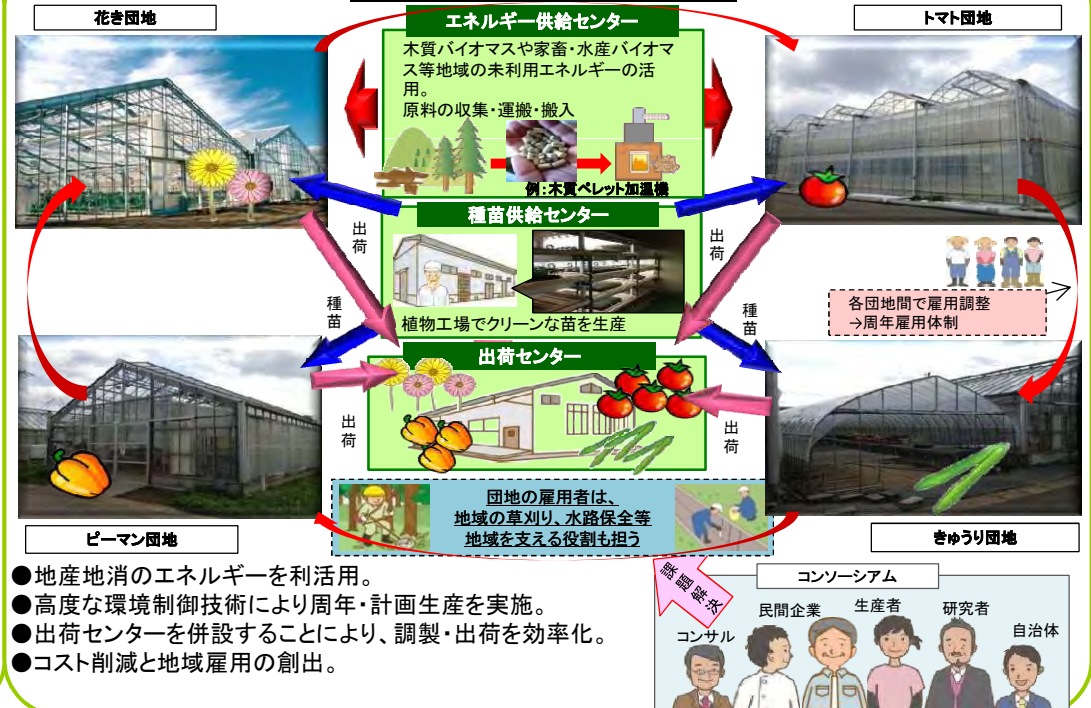


大規模化された視察先の園芸施設

ICTにより自動化された栽培システム

次世代施設園芸拠点のイメージ

＜ 大規模な施設園芸団地を集結 ＞



【産業界との連携】産業界から農業界まで幅広く参集した『次世代施設園芸セミナー(10/10開催)』において、施策等を紹介。

【経済産業省との連携】経済産業省が実施する、適正な栽培管理に資するセンサーシステムの技術開発等の研究成果と連携。

④ 新品種・新技術による我が国農業の「強み」の発掘・強化

ポイント

- 1 我が国の「強み」である「優れた品種」、「高度な生産技術」を用いて、実需者等と連携して、品質やブランド力など「強み」のある農畜産物を日本各地に続々と生み出す。
- 2 品目別に推進の基本方向等を方針として年内に定め、各産地の取組を加速化することで、今後3年間で新たに「強み」のある農畜産物を100以上創出する。

◆目指す姿:「強み」のある農畜産物が創出されることにより以下を実現

- ① 今後3年間で新たに「強み」のある農畜産物が100以上創出
- ② 6次産業化の推進、輸出・消費拡大につなげるとともに、加工・業務用向け生産による国産シェア拡大、多収性安定品種などによる低コスト・安定生産を実現

具体的な取組:「強み」のある農畜産物の産地づくりにむけた一連の取組を支援(B-Upsプロジェクト)

1 「強み」を生み出す<Breed>

実需者・産地と連携したマーケットイン型育種への転換、DNAマーカーによる育種のスピードアップにより、ニーズに応えた優れた品種等を次々と生み出す



実需者(製粉・製パン企業等)と連携したパン用小麦「ゆめちから」の開発

2 「強み」を活かす<Utilize>

埋もれた品種の発掘や新品種の導入、ICT等の新技術の活用による栽培・品質管理の高度化などにより、「強み」を活かした産地を全国に形成



ICTの導入による高品質・高収量のトマト栽培

3 「強み」を守る<Protect>

育成者権、商標権等の知財を組み合わせるなど知財の戦略的な保護により産地の「強み」を保護



ラーメン用小麦を開発し、産地・ラーメン業界が一体となって知財によるブランド展開

品種開発から産地化まで一連の取組を戦略的に推進するためのコンソーシアムを各地に形成



4 「強み」を支える<Support>

- 海外遺伝資源の戦略的収集による育種素材の確保
- オランダの取組をモデルとした種苗会社を支援する体制の整備
- 埋もれている品種や技術の発掘
- 品種供給の鍵となる種苗の機動的な供給体制の整備

「強み」のある農畜産物を日本各地に次々と生み出す

